府令・省令

○内閣府令第一号

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令を次のように定める。

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　齋藤　健

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府令第四号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　本邦において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であって、この命令の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

二　在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格への変更の申請であって、この命令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

三　入管法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって本邦に在留する者からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であって、この命令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

3　施行日前に、この命令による廃止前の法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第三条の規定により読み替えて適用される出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号。以下「高度専門職省令」という。）第一条第一項各号又は第二条第一項第一号に規定する基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、高度専門職省令第一条第一項各号又は第二条第一項第一号に規定する基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなす。

4　次の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、なお従前の例による。

一　この命令の施行の際現に入管法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって本邦に在留する者

二　附則第二項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し、この命令の施行後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

三　附則第二項第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項の規定による許可を受けた者

四　附則第二項第三号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三項の規定による許可を受けた者

五　施行日前に附則第三項の規定により改正後の基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなされる証明書の交付を受け、この命令の施行後に入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

○内閣府　財務省　経済産業省令第一号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。